

平成26年 第6回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成26年5月21日(水) 午後1:30~午後1:50

2. 場所 : 山村開発センター1階 中会議室

3. 出席委員 (10人)

職名	番号	氏名
会長	10	村岡 和俊
委員	1	畠山 賢悦
〃	2	小坂 敏
職務代理	3	長根 孝衛
委員	4	長井 進
〃	5	佐藤 光男
〃	6	坂根 重友
〃	7	小澤 守昭
〃	8	谷地村 久人
〃	9	工藤 昭治

4. 欠席委員 (0人)

5. 会議書記 事務局総括主幹 長峯 美智子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第11号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第4 議案第12号 平成25年度農業委員会活動の点検報告並びに平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

7. 会議の概要

(平成26年第6回 5月の総会)

議 長	<p>会議に入る前に、農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>唱和の音頭を、9番 工藤 昭治 君にお願いします。</p>
	(憲章の唱和)
議 長	<p>本日の出席委員数は <u>10</u> 名で、定足数に達しておりますので、これより平成26年第6回新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。議事録署名委員は、議長指名と一言することでご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは議事録署名委員には、5番 佐藤光男 君 並びに 8番 谷地村久人 君を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に日程第2、諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、配布のとおりであります。事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議 長	<p>次に日程第3 議案第11号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>それでは最初に受付番号14号、16号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第3 議案第11号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について</p> <p>農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので、審議を求めるものです。今月の農地法第3条の許可申請は、贈与1件、売買1件、賃貸借1件であります。</p> <p>なお、受付番号15号は当初、この申請地をあっせんで行う予定でしたが、買受人の農地面積が、あっせんの基準面積に満たないため、通常の売買申請としたものです。申請地については平成26年4月15日の利用状況調査で、会長、2番小坂委員、6番坂根委員及び事務局長で現地を確認しています。</p> <p>それでは、受付番号14号及び16号について説明いたします。P4の受付番号14号の農地法第3条の許可申請は、贈与によるものであり、農地の所</p>

	<p>在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。P7に許可申請書の写し、P8に申請地の位置図を添付しております。この申請地は、新規就農する子が青年就農給付金を申請するため親から子への贈与の申請であり贈与を受けてからはトマトを栽培することになっております。周辺農地状況など、P5の農地法3条1項の調査書記載のとおり許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。P5に農地法3条1項の調査書を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>受付番号16号の農地法第3条の許可申請は、賃貸借によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。P12に許可申請書の写し、P13,14に申請地の位置図を添付しております。譲受人は、以前この農地を社団法人青い森農林興公社を介在して賃貸借権を設定していましたが、6年間の契約期間が満了したため、新たに3条の賃貸借契約を締結するため申請するものです。譲受人は申請地の隣地も作付しており、農地集積及び利用効率上から見て問題ないと考えます。なお、譲受人の経営状況等、地域調和、周辺農地状況など許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。P6に農地法3条1項の調査書を添付しておりますので参考にしてください。</p>
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を担当の3番長根職務代理から報告を求めます。
長根職務代理	<p>議案第11号 受付番号14号及び16号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号14号の申請地は、親子間の贈与であり、所有権移転後はミニトマトを作付するということであります。</p> <p>受付番号16号の申請地について、借り受け人は隣地にも農地を所有しており、農地集積及び効率的面から見て賃貸借の申請をされたものであります。借り受け後はつくね芋を栽培するということであります。</p> <p>これらの事や現地の状況等から2件とも周辺農地への影響は無いと考えます。</p> <p>また、利用状況からみても特段問題は無いと考えます。</p>
議長	ただ今の事務局説明及び現地調査の結果について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議長	同じく日程第3 議案第11号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。

	<p>それでは、受付番号15号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>受付番号15号の農地法第3条の許可申請は、売買によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。また、P9に許可申請書の写し、P10,11に申請地の位置図を添付しております。なお、この件についての詳細説明ですが、申請地の隣地も作付しており、農地集積及び利用効率上から見て問題ないと考えます。また農作業への常時従事など、各要件を満たしていると判断し、特段問題ないものと考えます。P5の農地法3条1項の調査書のとおり経営状況、地域調和、周辺農地状況など許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>P5に農地法3条1項の調査書を添付しておりますので参考にしてください。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を担当の2番小坂委員から報告を求めます。</p>
小坂委員	<p>議案第11号 受付番号15号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号15号の申請地は登記簿上の地目は「畑」になっていますが現状は「田」として耕作されております。</p> <p>買受人は、隣地に農地を所有しており、農地集積及び効率的な面から見て売買の申請をされたものであります。</p> <p>また、所有権移転後は「畑」として利用するということであります。</p> <p>これらの事や現地の状況等から周辺農地への影響は無いと考えます。</p> <p>また、利用状況からみても、特段問題は無いと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明及び現地調査の結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第11号、受付番号14号から16号まで原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。</p>
	<p>異議なし</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第11号は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に日程第4 議案第12号 平成25年度農業委員会活動の点検評価並びに平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを議題といたします。</p>

	事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	<p>日程第4議案第12号</p> <p>平成25年度農業委員会活動の点検報告並びに平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画について</p> <p>「農業委員会の適切な事務実施について」(平成21年1月23日付け20経営第5791号農水省経営局長通知)に基づき、別紙の平成25年度点検・評価並びに平成26年度の目標とその達成に向けた活動計画の公表について農業委員会の意見を求めるとありますので、平成25年度点検・評価並びに平成26年度の目標とその達成に向けた活動計画についてはP16資料のとおり新郷村のHP上で4月1日から5月7日まで地域農業者から意見を募集しました。その結果、意見及び要望など何も無かったので今回の総会で審議後これらの決定した内容について新郷村のHP上で公表することになりますのでご理解をお願いします。</p>
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第12号は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第12号は原案のとおり決定することに決定しました。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、平成26年 第6回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年 月 日

議長

署名者

署名者